

令和7年3月湖西市議会定例会

議 案 書

議案一覧表

(令和7年3月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 12 号	湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 13 号	湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 14 号	湖西市梶田多目的運動広場条例を廃止する条例制定について
議案第 15 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
議案第 16 号	湖西市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
議案第 17 号	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
議案第 18 号	湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 19 号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 20 号	湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 21 号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第 22 号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案番号	件名
議案第 23 号	湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 24 号	湖西市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 25 号	湖西市下水道条例の一部を改正する条例制定について
議案第 26 号	湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 27 号	湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
議案第 28 号	湖西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 29 号	令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（電気設備工事）の工事請負契約の一部変更について
議案第 30 号	静岡県市町総合事務組合規約の変更について
議案第 31 号	令和 6 年度湖西市一般会計補正予算（第 9 号）
議案第 32 号	令和 6 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 33 号	令和 6 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 34 号	令和 7 年度湖西市一般会計予算
議案第 35 号	令和 7 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算

議案番号	件名
議案第 36 号	令和 7 年度湖西市介護保険事業特別会計予算
議案第 37 号	令和 7 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 38 号	令和 7 年度湖西市公共下水道事業会計予算
議案第 39 号	令和 7 年度湖西市水道事業会計予算
議案第 40 号	令和 7 年度湖西市病院事業会計予算
議案第 41 号	湖西市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 1

会議録署名議員の指名

7 番 滝 本 幸 夫

8 番 三 上 元

令和 7 年 2 月 20 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 3 月 21 日までの 30 日間とする。

令和 7 年 2 月 20 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

議案第 12 号

湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、下記の者を湖西市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

氏 名 蒔 山 富 士 雄

議案第 13 号

湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、下記の者を湖西市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

氏 名 水 島 晴 美

議案第 14 号

湖西市梶田多目的運動広場条例を廃止する条例制定 について

湖西市梶田多目的運動広場条例（平成 28 年湖西市条例第 35 号）を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市梶田多目的運動広場条例を廃止する条例

湖西市梶田多目的運動広場条例（平成 28 年湖西市条例第 35 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正）
- 2 湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 33 号を削る。

議案第 15 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例

(湖西市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条の 2 第 3 号及び第 4 号、第 20 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(湖西市表彰条例の一部改正)

第 2 条 湖西市表彰条例（昭和 48 年湖西市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 3 条 湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年湖西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(湖西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 4 条 湖西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号及び第 7 条の 2 第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(湖西市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 5 条 湖西市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年湖西市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 3 項及び第 4 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(湖西市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 6 条 湖西市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 4 年湖西市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項及び附則第 3 条第 4 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(湖西市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第 7 条 湖西市行政不服審査法施行条例（平成 28 年湖西市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(湖西市法定外道路管理条例の一部改正)

第 8 条 湖西市法定外道路管理条例（平成 14 年湖西市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(湖西市普通河川条例の一部改正)

第 9 条 湖西市普通河川条例（昭和 46 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条及び第 20 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 1 条の規定による改正後の湖西市職員の給与に関する条例第 20 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 16 号

湖西市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

湖西市職員定数条例（昭和 35 年湖西市条例第 1 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市職員定数条例の一部を改正する条例

湖西市職員定数条例（昭和 35 年湖西市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「280 人」を「360 人」に改め、同条第 3 号中「180 人」を「100 人」に改め、同条第 9 号中「98 人」を「103 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年湖西市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 4 第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則に定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

(湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 2 条 湖西市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年湖西市条例第 6 号）の一部

を次のように改正する。

第 17 条第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第 1 条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 4 第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 18 号

湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年湖西市条例第 5 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年湖西市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表生活保護法医の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

湖西市職員の給与に関する条例（昭和34年湖西市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項及び第6項中「（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級の職員にあっては、3号給）」を削り、同条第7項を次のように改める。

7 次の各号に掲げる職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

- (1) 60歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員（医療業務に従事する医師及び次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの

第9条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「第1号及び第3号から第6号」を「第2号から第5号」に、「配偶者、父母」を「父母」に、「同項第2号」を「同項第1号」に、「10,000

円」を「13,000円」に改める。

第10条第1項第2号中「第3号」を「第2号」に、「第5号」を「第4号」に改め、同条第3項第3号及び第4号中「配偶者、父母」を「父母」に改める。

第10条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第19条の2第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第21条の3中「、第10条及び第10条の3」を「及び第10条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500

職員

9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	

43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	451,300	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	451,600	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	451,900	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	452,200	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	452,600	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	452,900	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	453,200	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	453,500	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	453,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	454,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	454,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	454,800	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	455,200	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	455,500	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	455,800	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	456,100	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	456,500	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	456,800	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	457,100	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	457,400	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			

77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000	386,600	398,500			
87	256,300	297,400	346,400	387,000	398,800			
88	256,600	297,700	346,800	387,400	399,000			
89	256,900	298,000	347,000	387,700	399,200			
90	257,200	298,300	347,400	388,200	399,500			
91	257,500	298,600	347,800	388,600	399,800			
92	257,800	299,000	348,200	389,000	400,000			
93	258,100	299,200	348,400	389,300	400,200			
94		299,400	348,800	389,800	400,500			
95		299,700	349,200	390,200	400,800			
96		300,100	349,500	390,600	401,000			
97		300,300	349,800	390,900	401,200			
98		300,600	350,200	391,400	401,500			
99		301,000	350,600	391,800	401,800			
100		301,400	351,000	392,200	402,000			
101		301,600	351,500	392,500	402,200			
102		301,900	351,900	393,000				
103		302,200	352,300	393,400				
104		302,500	352,700	393,800				
105		302,700	353,200	394,100				
106		303,000	353,600					
107		303,300	353,900					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200						

	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条の2に規定する職員を除く。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例の規定による改正後の湖西市職員の給与に関する条例第9条及び第10条の規定の適用については、第9条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含

む。) 」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円、同項第6号に該当する配偶者（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1人につき3,000円（行(1)8級職員にあっては、支給しない。）」と、第10条第3項第3号及び第4号中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる父母等又は扶養親族たる配偶者」と読み替えて適用するものとする。

（号給の切替え）

- 3 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてこの条例の規定による改正前の湖西市職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 4 切替日前に職務の級を異にする移動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則別表（附則第3項関係）

行政職給料表(1)の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1

14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	

55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50	46	
63	59	55	55	51	47	
64	60	56	56	52	48	
65	61	57	57	53	49	
66	62	58	58	54	50	
67	63	59	59	55	51	
68	64	60	60	56	52	
69	65	61	61	57	53	
70	66	62	62	58	54	
71	67	63	63	59	55	
72	68	64	64	60	56	
73	69	65	65	61	57	
74	70	66	66	62	58	
75	71	67	67	63	59	
76	72	68	68	64	60	
77	73	69	69	65	61	
78	74	70	70	66	62	
79	75	71	71	67	63	
80	76	72	72	68	64	
81	77	73	73	69	65	
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86	86			
95	91	87	87			

96	92	88	88			
97	93	89	89			
98	94	90	90			
99	95	91	91			
100	96	92	92			
101	97	93	93			
102	98	94	94			
103	99	95	95			
104	100	96	96			
105	101	97	97			
106	102	98	98			
107	103	99	99			
108	104	100	100			
109	105	101	101			
110	106	102				
111	107	103				
112	108	104				
113	109	105				

議案第 20 号

湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 32 年湖西市条例第 9 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 32 年湖西市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(10) 災害応急対応派遣業務に従事する職員の特殊勤務手当

第 14 条を第 15 条とし、第 13 条を第 14 条とし、第 12 条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（災害応急対応派遣業務に従事する職員の特殊勤務手当）

第 12 条 災害応急対応派遣業務に従事する職員の特殊勤務手当は、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。）が発生した本市の区域外の地域に派遣された職員（当該地域を管轄する他の地方公共団体から給与その他の給付の支給を受ける者を除く。）が災害応急若しくは災害復

旧業務に従事したとき、又は職員が消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として行う業務に従事したときに支給する。

別表に次のように加える。

災害応急対応派遣業務に従事する職員の 特殊勤務手当	1 日につき 1,080 円 ただし、市長が著しく危険であると認 める区域で従事した場合 2,160 円
------------------------------	--

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「5.60」を「5.90」に改める。

第 6 条中「2.00」を「2.10」に改める。

第 8 条中「9,600 円」を「9,800 円」に改める。

第 10 条中「1.70」を「1.80」に改める。

第 12 条中「15,000 円」を「15,300 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 22 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 2 条関係）

	事務の種類	手数料 の名称	区分	単位	金額	備考
1	建築基準法 （昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項 （同法第 87	建築物 に 関 す る 確 認 申 請 等 手 数 料	床面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積をいう。以下この項から 3 の項までにおいて同じ。）の合計が 30 平方メートル以内のもの	1 件につき	11,000 円	備考 1 の とおり
			床面積の合計が 30 平方メートルを超	1 件につき	18,000 円	

	条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請に対する審査又は同法第18条第3項の規定に基づく審査		え、100平方メートル以内のもの	き			
			床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	27,000円		
			床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	38,000円		
			床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	1件につき	68,000円		
2	建築基準法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく検査	建築物に関する完了検査申請等手数料	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第29項の検査を受けた建築物	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	14,000円	備考2のとおり
				床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	18,000円	
				床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	22,000円	
				床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	31,000円	
			その他の建築物	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	15,000円	
				床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	19,000円	

			床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	1 件につき	24,000 円	
			床面積の合計が 200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	1 件につき	33,000 円	
			床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	1件につき	55,000円	
3	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第29項の規定に基づく検査	建築物に関する中間検査申請等手数料	床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	1 件につき	14,000 円	備考 3 のとおり
			床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	1 件につき	16,000 円	
			床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	1 件につき	22,000 円	
			床面積の合計が 200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	1 件につき	30,000 円	
4	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合)	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料		1 件につき	120,000 円	

	合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査				
5	建築基準法第12条第8項の台帳の記載事項に係る証明書の交付	建築物等確認申請等台帳記載事項証明書交付手数料		1件につき	400円
6	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料		1件につき	27,000円
7	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料		1件につき	120,000円
8	建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと	一団地を一の敷地とみなすことに		1件につき	建築物の数が1又は2である場合にあつては

	すことによる建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	よる建築物の特例認定申請手数料			78,000円、建築物の数が3以上である場合には78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
9	建築基準法第86条第2項の規定に基づく一敷地とみなすことによる建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした一定の団地の区域を一敷地とみなすことによる建築物の特例認定申請手数料		1件につき	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合には78,000円、建築物の数が2以上である場合には78,000円に1を超える建築物の数

					に 28,000 円を乗じ て得た額 を加算し た額
10	建築基準法 第86条の2 第1項の規 定に基づく 同一敷地内 認定建築物 以外の建築 物の建築の 認定の申請 に対する審 査	同一敷 地内認 定建築 物以外 の建築 物の建 築認定 申請手 数料		1件につ き	建築物 (同一敷 地内認定 建築物を 除く。以 下この項 において 同じ。)の 数が1 である場 合にあって は78,000 円、建築 物の数が 2以上で ある場合 にあって は78,000 円に1を 超える建 築物の数 に28,000 円を乗じ て得た額 を加算し た額
11	建築基準法 第86条の5 第1項の規	複数建 築物の 認定又		1件につ き	6,400円 に現に存 する建築

	定に基づく複数建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	は許可の取消し申請手数料			物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
12	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき	27,000円
13	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の建築物について	既存の建築物について行われる2以上の		1件につき	27,000円

	行われる 2 以上の工事 の全体計画 に関する認 定の申請に 対する審査	工事の 全体計 画に関 する認 定申請 手数料			
14	建築基準法 第86条の8 第3項の規 定に基づく 既存の建築 物について 行われる 2 以上の工事 の全体計画 の変更に関 する認定の 申請に対す る審査	既存の 建築物 について行 われる 2 以上の工 事の全体計 画の変更に関 する認定申 請手数料		1 件につ き	27,000 円
15	建築基準法 第87条の2 第1項の規 定に基づく 既存の建築 物について 行われる 2 以上の工事 の全体計画 に関する認 定の申請に 対する審査	用途変 更に伴 い既存 の建築 物につ いて行 われる 2 以上の工 事の全体計 画に関 する認 定申請 手数料		1 件につ き	27,000 円
16	建築基準法 第87条の2	用途変 更に伴		1 件につ き	27,000 円

	第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請に対する審査	い既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請手数料				
17	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等への一時的な用途の変更の許可の申請に対する審査	興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請手数料		1件につき	120,000円	
18	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査又	建築設備に関する確認申請等手数料	確認を受けた建築設備の計画を変更して設置する場合	小荷物専用昇降機	建築設備1件につき	6,000円
				その他の建築設備	建築設備1件につき	10,000円
			その他の場合	小荷物専用昇降機	建築設備1件につき	9,000円

	は同法第 87 条の 4 において準用する同法第 18 条第 3 項の規定に基づく審査			その他の建築設備	建築設備 1 件につき	20,000 円	
19	建築基準法第 87 条の 4 において準用する同法第 7 条第 1 項又は第 18 条第 21 項の規定に基づく検査	建築設備に関する完了検査申請等手数料	小荷物専用昇降機		建築設備 1 件につき	18,000 円	
			その他の建築設備		建築設備 1 件につき	30,000 円	
20	建築基準法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認の申請に対する審査又は同法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する同法第 18 条第 3 項の規定に基づく審査	工作物に関する確認申請等手数料	確認を受けた工作物の計画を変更して築造する工作物		工作物 1 件につき	9,000 円	
			その他の工作物		工作物 1 件につき	17,000 円	
21	建築基準法	工作物			工作物 1	22,000 円	

	第88条第1項及び第2項において準用する同法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく検査	に関する完了検査申請等手数料			件につき			
22	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）	1戸につき	5,000円	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により申し出る場合は、1の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。	
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の	申請に係る戸数（以下「申請戸数」という。）が1戸のもの	1件につき		5,000円
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	10,000円		
				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	17,000円		
				申請戸数が11戸以上のもの	1件につき	29,000円		
			一戸建ての住宅以外の住	1件につき	10,000円			

	宅の共用部分	き	
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1 件につき	10,000 円
	その他の建築物	1 件につき	10,000 円
その他の場合	一戸建ての住宅	1 戸につき	都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 1 号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項、次項及び 24 の項において「市長が定める基準」という。）による審査にあつては 18,000 円、その

			他の基準による審査にあつては 37,000 円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が 1 戸のもの	1 件につき	市長が定める基準による審査にあつては 18,000 円、その他の基準による審査にあつては 37,000 円
	申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	1 件につき	市長が定める基準による審査にあつては 35,000 円、その他の基準による審査にあつては 75,000 円
	申請戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	1 件につき	市長が定める基準による審査にあつては 51,000

		円、その他の基準による審査にあつては 106,000 円
	申請戸数が 11 戸以上のもの	1 件につき 市長が定める基準による審査にあつては 75,000 円、その他の基準による審査にあつては 150,000 円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	1 件につき 118,000 円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1 件につき 市長が定める基準による審査にあつては 94,000 円、その他の基準による審査にあつては 246,000 円

				その他の建築物	1 件につき	市長が定める基準による審査にあつては 94,000 円、その他の基準による審査にあつては 246,000 円		
23	都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づく認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 2 項において準用する同法第 54 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	1 戸につき	3,000 円	都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 2 項において準用する同法第 54 条第 2 項の規定により申し出る場合は、1 の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の	
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が 1 戸のもの	1 件につき		3,000 円
					申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	1 件につき		6,000 円
					申請戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	1 件につき		10,000 円
				一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	申請戸数が 11 戸以上のもの	1 件につき		17,000 円
					一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1 件につき		6,000 円
				その他の建築物	1 件につき	6,000 円		
				その他の場合	一戸建ての住宅	1 戸につき		市長が定める基準

			による審査にあつては 9,000 円、その他の基準による審査にあつては 19,000 円	手数料を併せて納付するものとする。
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が 1 戸のもの	1 件につき	市長が定める基準による審査にあつては 9,000 円、その他の基準による審査にあつては 19,000 円	
	申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	1 件につき	市長が定める基準による審査にあつては 18,000 円、その他の基準による審査にあつては 38,000 円	
	申請戸数が 6	1 件につき	市長が定	

				戸以上 10 戸 以下のもの	き	める基準 による審 査にあっ て は 27,000 円、その 他の基準 による審 査にあっ て は 55,000 円
				申請戸数が 11 戸以上のもの	1 件につ き	市長が定 める基準 による審 査にあっ て は 40,000 円、その 他の基準 による審 査にあっ て は 78,000 円
				一戸建ての住宅以外の住 宅の共用部分	1 件につ き	60,000 円
				一戸建ての住宅以外の住 宅の住戸部分及び共用部 分以外の部分	1 件につ き	市長が定 める基準 による審 査にあっ て は 48,000 円、その 他の基準 による審 査にあっ

						ては 124,000 円	
				その他の建築物	1 件につ き	市長が定 める基準 による審 査にあっ ては 48,000 円、その 他の基準 による審 査にあっ ては 124,000 円	
24	都市の低炭 素化の促進 に関する法 律施行規則 (平成 24 年国土交通 省令第 86 号) 第 46 条の 2 の規 定に基づく 軽微な変更 に該当して いることを 証する書 面の交付	低炭素 建築物 新築等 計画に 係る軽 微変更 該当証 明書交 付手数 料	市長が定め る機関が交 付した都市 の低炭素化 の促進に関 する法律第 54条第1項 第1号(同 法第55条 第2項にお いて準用す る場合を含 む。)に掲げ る基準に適 合すること を証する書 面を添付す る場合	一戸建ての住宅	1 戸につ き	1,000 円	
				一戸建ての住宅以外 の住宅 の住戸 部分	証明に係る戸 数(以下この 項及び30の項 において「証 明戸数」とい う。)が1戸の もの	1 件につ き	1,000 円
					証明戸数が 2 戸以上 5 戸以 下のもの	1 件につ き	3,000 円
					証明戸数が 6 戸以上 10 戸以 下のもの	1 件につ き	5,000 円
					証明戸数が 11 戸以上のもの	1 件につ き	8,000 円
			一戸建ての住宅以外の住	1 件につ	3,000 円		

			宅の共用部分	き		
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1 件につき	3,000 円	
			その他の建築物	1 件につき	3,000 円	
		その他の場合	一戸建ての住宅	1 戸につき	市長が定める基準による審査にあつては 4,000 円、その他の基準による審査にあつては 9,000 円	
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	証明戸数が 1 戸のもの	1 件につき	市長が定める基準による審査にあつては 4,000 円、その他の基準による審査にあつては 9,000 円
				証明戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	1 件につき	市長が定める基準による審査にあつ

						て は 9,000 円、その 他の基準 による審 査にあっ て は 19,000 円
				証明戸数が 6 戸以上 10 戸以 下のもの	1 件につ き	市長が定 める基準 による審 査にあっ て は 13,000 円、その 他の基準 による審 査にあっ て は 27,000 円
				証明戸数が 11 戸以上のもの	1 件につ き	市長が定 める基準 による審 査にあっ て は 20,000 円、その 他の基準 による審 査にあっ て は 39,000 円
				一戸建ての住宅以外の住 宅の共用部分	1 件につ き	30,000 円

				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1 件につき	市長が定める基準による審査にあつては 24,000 円、その他の基準による審査にあつては 62,000 円		
				その他の建築物	1 件につき	市長が定める基準による審査にあつては 24,000 円、その他の基準による審査にあつては 62,000 円		
25	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律 第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づ	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める	一戸建ての住宅	1 戸につき	5,000 円		
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定に係る戸数（以下この項、次項及び 29 の項において「判定戸数」という。）が 1 戸のもの	1 件につき	5,000 円	
					判定戸数が 2	1 件につき	10,000 円	

く判定又は同法第12条第2項の規定に基づく判定		省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この項から30の項まで及び備考2（3）において「基準省令」という。）第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって判定に係る部分が共用部分のみのもの	戸以上5戸以下のもの	き		
			判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	17,000円	
			判定戸数が11戸以上のもの	1件につき	29,000円	
		その他の場合	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって判定に係る部分が共用部分のみのものに係るものに限る。）	一戸建ての住宅以外の住宅	1件につき	10,000円
				住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	き	
				その他の建築物	1件につき	10,000円
		その他の場合	一戸建ての住宅	1戸につき	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物	

						エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項、次項及び29の項において「市長が定める基準」という。）による判定にあつては18,000円、その他の基準による判定にあつては37,000円	
				一戸建ての住宅以外	判定戸数が1戸のもの	1件につき	市長が定める基準による判

				の住宅 の住戸 部分			定にあつては 18,000 円、その 他の基準 による審 査にあつては 37,000円
					判定戸数が2 戸以上5戸以 下のもの	1件につ き	市長が定 める基準 による判 定にあつては 35,000 円、その 他の基準 による判 定にあつては 75,000円
					判定戸数が6 戸以上10戸以 下のもの	1件につ き	市長が定 める基準 による判 定にあつては 51,000 円、その 他の基準 による判 定にあつては 106,000 円
					判定戸数が11	1件につ	市長が定

				戸以上のもの	き	める基準 による判 定にあっ て は 75,000 円、その 他の基準 による判 定にあっ て は 150,000 円	
				一戸建ての住宅以外の住 宅の共用部分（基準省令 第4条第3項第1号又 は第13条第3項第1号の 規定を適用する建築物に 係るものに限る。）	1 件につ き	118,000 円	
				一戸建ての住宅以外の住 宅の住戸部分及び共用部 分以外の部分であって、 工場等（工場、倉庫その 他エネルギーの使用の状 況がこれらに類するもの をいう。以下この項、次 項、29 の項及び備考 2(3)において同じ。）の用 途に供する部分を除いた 部分	1 件につ き	市長が定 める基準 による判 定にあっ て は 94,000 円、その 他の基準 による判 定にあっ て は 246,000 円	
				一戸建ての住宅以外の住 宅の工場等の用途に供す る部分	1 件につ き	20,000 円	

				その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	1 件につき	市長が定める基準による判定にあつては 94,000 円、その他の基準による判定にあつては 246,000 円		
				その他の建築物の工場等の用途に供する部分	1 件につき	20,000 円		
26	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 2 項の規定に基づく判定又は同法第 12 条第 3 項の規定に基づく判定	計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第 4 条第 3 項第 2 号若しくは第 13 条第 3 項第 2 号の規定を適用する建築物であつて判定に係る部分が共用部分のみの場合	一戸建ての住宅	1 戸につき	3,000 円		
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が 1 戸のもの	1 件につき	3,000 円	
					判定戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	1 件につき	6,000 円	
					判定戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	1 件につき	10,000 円	
					判定戸数が 11 戸以上のもの	1 件につき	17,000 円	
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第 4 条第 3 項第 1 号若しくは第 13 条第 3 項第 1 号の規定を適用する建築物又は基準省令第 4 条第 3 項第 2 号若しくは第 13 条	1 件につき	6,000 円						

			第3項第2号の規定を適用する建築物であって判定に係る部分が共用部分のみのものに係るものに限る。)			
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1 件につき	6,000 円	
			その他の建築物	1 件につき	6,000 円	
		その他の場合	一戸建ての住宅	1 戸につき	市長が定める基準による判定にあつては 9,000 円、その他の基準による判定にあつては 19,000 円	
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が 1 戸のもの 1 件につき	市長が定める基準による判定にあつては 9,000 円、その他の基準による判定にあつては 19,000 円	

					判定戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	1 件につき	市長が定める基準による判定にあつては 18,000 円、その他の基準による判定にあつては 38,000 円
					判定戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	1 件につき	市長が定める基準による判定にあつては 27,000 円、その他の基準による判定にあつては 55,000 円
					判定戸数が 11 戸以上のもの	1 件につき	市長が定める基準による判定にあつては 40,000 円、その他の基準による判定にあつては

					78,000 円
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1 件につき	60,000 円
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	1 件につき	市長が定める基準による判定にあつては 48,000 円、その他の基準による判定にあつては 124,000 円
			一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	1 件につき	11,000 円
			その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	1 件につき	市長が定める基準による判定にあつては 48,000 円、その他の基準による判定にあつては

						124,000円		
				その他の建築物の工場等の用途に供する部分	1件につき	11,000円		
27	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	1戸につき	5,000円	1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、1の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	
				一戸建ての住宅以外	申請戸数が1戸のもの	1件につき		5,000円
				の住宅の住戸部分	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき		10,000円
					申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき		17,000円
					申請戸数が11戸以上のもの	1件につき		29,000円
				一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき	10,000円		
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	10,000円		
				その他の建築物	1件につき	10,000円		
			その他の場合	一戸建ての住宅	1戸につき	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第		

						<p>30 条第 1 項第 1 号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち、市長が別に定めるもの（以下この項、次項及び30の項において「市長が定める基準」という。）による審査にあつては 18,000 円、その他の基準による審査にあつては 37,000 円</p>	<p>第 29 条第 3 項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額を合算した額とする。</p>
				<p>一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分</p>	<p>申請戸数が 1 戸のもの</p>	<p>1 件につき</p>	<p>市長が定める基準による審査にあつては 18,000 円、その</p>

						他の基準による審査にあつては 37,000 円
				申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	1 件につき	市長が定める基準による審査にあつては 35,000 円、その他の基準による審査にあつては 75,000 円
				申請戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	1 件につき	市長が定める基準による審査にあつては 51,000 円、その他の基準による審査にあつては 106,000 円
				申請戸数が 11 戸以上のもの	1 件につき	市長が定める基準による審査にあつては

						75,000 円、その 他の基準 による審 査にあっ ては 150,000 円
				一戸建ての住宅以外の住 宅の共用部分（基準省令 第4条第3項第1号又は 第13条第3項第1号の規 定を適用する建築物に係 るものに限る。）	1件につ き	118,000 円
				一戸建ての住宅以外の住 宅の住戸部分及び共用部 分以外の部分	1件につ き	市長が定 める基準 による審 査にあっ ては 94,000 円、その 他の基準 による審 査にあっ ては 246,000 円
				その他の建築物	1件につ き	市長が定 める基準 による審 査にあっ ては 94,000 円、その 他の基準

						による審査にあつては 246,000 円		
28	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	1戸につき	3,000円	1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、1の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。 2 変更	
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1件につき		3,000円
					申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき		6,000円
					申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき		10,000円
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が11戸以上のもの	1件につき		17,000円
					一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき		6,000円
					一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき		6,000円
				その他の建築物	1件につき	6,000円		
その他の場合	一戸建ての住宅	1戸につき	市長が定める基準による審査にあつては 9,000					

					円、その 他の基準 による審 査にあっ ては 19,000円	(建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上等に関 する法律 第29条第 1項の認 定を受け た建築物 エネルギー 消費性 能向上計 画(以下 この項に おいて 「計画」 という。) に係る建 築物に関 し同条第 3項各号 に掲げる 事項を新 たに記載 する場合 又は削除 する場合 を除く。) に係る建 築物が2 以上ある 場合にお ける手 数料の額	
			一戸建 ての住 宅以外 の住宅 の住戸 部分	申請戸数が1 戸のもの	1件につ き	市長が定 める基準 による審 査にあっ ては 9,000 円、その 他の基準 による審 査にあっ ては 19,000円	
				申請戸数が2 戸以上5戸以 下のもの	1件につ き	市長が定 める基準 による審 査にあっ ては 18,000 円、その 他の基準 による審 査にあっ ては 38,000円	
				申請戸数が6 戸以上10戸以 下のもの	1件につ き	市長が定 める基準 による審 査にあっ ては	

			27,000円、その他の基準による審査にあつては55,000円	は、申請に係るそれぞれの建築物の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額を合算した額とする。	
		申請戸数が11戸以上のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては40,000円、その他の基準による審査にあつては78,000円	3 計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなし
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき	60,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつ	

						ては 124,000 円	て、前項 の規定を 適用して 算定す る。
				その他の建築物	1 件につ き	市長が定 める基準 による審 査にあっ ては 48,000 円、その 他の基準 による審 査にあっ ては 124,000 円	
29	建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上等に関す る法律施行 規則（平成 28 年国土交 通省令第 5 号）第 13 条の規定に 基づく軽微 な変更に関 する書面の 交付	建築物 エネルギー 消費性能 確保計画に 係る軽微 変更該当 証明書交 付手数料	認定建築物 エネルギー 消費性能向 上計画に記 載された他 の建築物又 は基準省令 第 4 条第 3 項第 2 号若 しくは第 13 条第 3 項第 2 号の規定 を適用する 建築物であ って判定に 係る部分が 共用部分の みのものの	一戸建ての住宅	1 戸につ き	1,000 円	
				一戸建ての住宅以外 の住宅の住戸 部分	判定戸数が 1 戸のもの	1 件につ き	1,000 円
					判定戸数が 2 戸以上 5 戸以 下のもの	1 件につ き	3,000 円
					判定戸数が 6 戸以上 10 戸以 下のもの	1 件につ き	5,000 円
					判定戸数が 11 戸以上のもの	1 件につ き	8,000 円
				一戸建ての住宅以外の住 宅の共用部分（基準省令 第 4 条第 3 項第 1 号若し しくは第 13 条第 3 項第 1 号 の規定を適用する建築物 又は基準省令第 4 条第 3	1 件につ き	3,000 円	

			場合	項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって判定に係る部分が共用部分のみのものに係るものに限る。)		
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	3,000円
				その他の建築物	1件につき	3,000円
			その他の場合	一戸建ての住宅	1戸につき	市長が定める基準による判定にあつては4,000円、その他の基準による判定にあつては9,000円
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が1戸のもの 1件につき	市長が定める基準による判定にあつては4,000円、その他の基準による判定にあつては

						9,000円
				判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては9,000円、その他の基準による判定にあつては19,000円
				判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては13,000円、その他の基準による判定にあつては27,000円
				判定戸数が11戸以上のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては20,000円、その他の基準による判定にあつ

					ては 39,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき	30,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては24,000円、その他の基準による判定にあつては62,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	1件につき	5,000円
			その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては24,000円、その他の基準による判定にあつては

						62,000円		
				その他の建築物の工場等の用途に供する部分	1件につき	5,000円		
30	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定に基づく軽微な変更に関することを証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微な変更該当証明書交付手数料	市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	1戸につき	1,000円		
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	証明戸数が1戸のもの	1件につき	1,000円	
					証明戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	3,000円	
					証明戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	5,000円	
					証明戸数が11戸以上のもの	1件につき	8,000円	
				一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分(基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。)	1件につき	3,000円		
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	3,000円		
				その他の建築物	1件につき	3,000円		
				その他の場合	一戸建ての住宅	1戸につき	市長が定める基準による審査にあつては4,000円、その他の基準	

						による審査にあつては 9,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	証明戸数が1戸のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては 4,000円、その他の基準による審査にあつては 9,000円
				証明戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては 9,000円、その他の基準による審査にあつては 19,000円
				証明戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては 13,000円、その

						他の基準による審査にあつては 27,000 円
				証明戸数が 11 戸以上のもの	1 件につき	市長が定める基準による審査にあつては 20,000 円、その他の基準による審査にあつては 39,000 円
				一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第 4 条第 3 項第 1 号又は第 13 条第 3 項第 1 号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1 件につき	30,000 円
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1 件につき	市長が定める基準による審査にあつては 24,000 円、その他の基準による審査にあつては 62,000 円

				その他の建築物	1 件につき	市長が定める基準による審査にあつては 24,000 円、その他の基準による審査にあつては 62,000 円		
31	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律 第 87 号）第 5 条第 1 項から第 7 項までの規定に基づく認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書（以下この項及び次項において「住宅性能評価書」という。）又は同法第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書（以下この項及び事項において「確認書」	一戸建ての住宅	1 戸につき	15,000 円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定により申し出る場合は、1 の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。	
				一戸建ての住宅以外	1 棟当たりの申請戸数が 1 戸のもの	1 棟につき		15,000 円
				の住宅	1 棟当たりの申請戸数が 1 戸を超え 5 戸以下のもの	1 棟につき		26,000 円
					1 棟当たりの申請戸数が 5 戸を超えるもの	1 棟につき		41,000 円

					という。)を添付する場合(住宅を新築する場合に限る。)				
					住宅性能評価書又は確認書を添付する場合(住宅を新築する場合を除く。)	一戸建ての住宅	1戸につき	22,000円	
					一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき	22,000円	
				1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの		1棟につき	37,000円		
				1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの		1棟につき	60,000円		
					その他の場合(住宅を新築する場合に限る。)	一戸建ての住宅	1戸につき	51,000円	
					一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき	51,000円	
				1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの		1棟につき	115,000円		
				1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの		1棟につき	183,000円		
					その他の場合(住宅を	一戸建ての住宅	1戸につき	75,000円	

			新築する場合を除く。)	一戸建ての住宅以外	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき	75,000円	
				の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき	172,000円	
					1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき	273,000円	
32	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第7項までの規定に基づく認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合(住宅を新築する場合に限る。)	一戸建ての住宅		1戸につき	12,000円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により申し出る場合は、1の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併
				一戸建ての住宅以外	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき	12,000円	
				の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき	20,000円	
					1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき	33,000円	
			住宅性能評価書又は確認書を添付する場合(住宅を新築する場合を除く。)	一戸建ての住宅		1戸につき	17,000円	
				一戸建ての住宅以外	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき	17,000円	
				の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき	29,000円	
					1棟当たりの	1棟につき	48,000円	

				申請戸数が 5 戸を超えるもの	き		せて納付するものとする。
		その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		1 戸につき	30,000 円	
		その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅以外の住宅	1 棟当たりの申請戸数が 1 戸のもの	1 棟につき	30,000 円	
				1 棟当たりの申請戸数が 1 戸を超え 5 戸以下のもの	1 棟につき	65,000 円	
				1 棟当たりの申請戸数が 5 戸を超えるもの	1 棟につき	104,000 円	
		その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		1 戸につき	44,000 円	
		その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅以外の住宅	1 棟当たりの申請戸数が 1 戸のもの	1 棟につき	44,000 円	
				1 棟当たりの申請戸数が 1 戸を超え 5 戸以下のもの	1 棟につき	97,000 円	
				1 棟当たりの申請戸数が 5 戸を超えるもの	1 棟につき	155,000 円	

備考

- 1 1 の項の建築物に関する建築確認申請等手数料については、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 区分の欄中床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。

- ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）
 にあつては、当該建築に係る部分の床面積
- イ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する
 場合を除く。）にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の 2
 分の 1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面
 積）
- ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする
 場合（エに掲げる場合を除く。）にあつては、当該移転、修繕、模様替
 えに係る部分の床面積の 2 分の 1
- エ 確認を受けた計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若し
 くは大規模の模様替えをする場合にあつては、当該計画の変更に係る部
 分の床面積の 2 分の 1
- (2) 建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を
 除く。）の確認の申請又は同法第 18 条第 2 項（同法第 87 条第 1 項におい
 て準用する場合を除く。）の計画の通知に係る計画に同法第 87 条の 4 の
 昇降機に係る部分が含まれる場合は、1 の項に規定する手数料のほか、18
 の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手
 数料を納付するものとする。
- (3) 建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を
 除く。）の確認の申請又は同法第 18 条第 2 項（同法第 87 条第 1 項におい
 て準用する場合を除く。）の計画の通知に係る計画に建築物のエネルギー消費
 性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 項の規定
 が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載され
 た他の建築物を除く。）が含まれる場合は、1 の項に規定する手数料のほか、
 当該建築物 1 棟ごとに、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ
 同表金額の欄に掲げる額の手数料を納付するものとする。

区分		金額	
建築物を建築 する場合（次 項の場合を除 く。）	一戸建ての住宅	13,000 円	
	一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分	申請又は通知に係る戸数（以 下「申請等戸数」という。）が 1 戸のもの	13,000 円
		申請等戸数が 2 戸以上 5 戸以 下のもの	24,000 円

		申請等戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	34,000 円
		申請等戸数が 11 戸以上のもの	46,000 円
確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合	一戸建ての住宅		6,000 円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請等戸数が 1 戸のもの	6,000 円
		申請等戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	12,000 円
		申請等戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	17,000 円
		申請等戸数が 11 戸以上のもの	23,000 円

2 2 の項の建築物に関する完了検査申請等手数料については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区分の欄中床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- (2) 建築基準法第7条第1項又は第18条第21項の検査の申請に係る建築物に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合は、2の項に規定する手数料のほか、19の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を納付するものとする。
- (3) 建築基準法第7条第1項又は第18条第21項の検査の申請に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則第4条第1項第4号ハの検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）である場合は、2の項に規定する手数料のほか、当該建築物1棟ごとに、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表金額の欄に掲げる額の手数料を納付するものとする。

区分		金額
一戸建ての住宅		3,000 円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請等戸数が 1 戸のもの	3,000 円
	申請等戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	4,000 円
	申請等戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	10,000 円

	申請等戸数が 11 戸以上のもの	15,000 円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第 4 条第 3 項第 1 号又は第 13 条第 3 項第 1 号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	床面積の合計が 100 平方メートル以内のもの	2,000 円
	床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	3,000 円
	床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの	5,000 円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 100 平方メートル以内のもの	2,000 円
	床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	3,000 円
	床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの	5,000 円
一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分		1,000 円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 100 平方メートル以内のもの	2,000 円
	床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	3,000 円
	床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの	5,000 円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分		1,000 円

3 3 の項の建築物に関する中間検査申請等手数料 区分の欄中床面積の合計は、中間検査（建築基準法第 7 条の 3 第 1 項又は第 18 条第 29 項の検査をいう。）を行う部分の床面積とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第 18 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 33 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第46条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第49条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第31条第2項、第33条第2項、第46条第2項及び第49条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第31条第2項、第33条第2項、第46条第2項及び第49条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第 24 号

湖西市地域包括支援センターの人員及び運営の基準 に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 17 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市地域包括支援センターの人員及び運営の基準 に関する条例の一部を改正する条例

湖西市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「次条第 2 項」を「次条」に改める。

第 4 条第 1 項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）による員数。次項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援セン

ターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 25 号

湖西市下水道条例の一部を改正する条例制定について

湖西市下水道条例（平成 12 年湖西市条例第 39 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市下水道条例の一部を改正する条例

湖西市下水道条例（平成 12 年湖西市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項第 11 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例制定について

湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 25 年湖西市条例第 20 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例

湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 25 年湖西市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 8 条第 2 号中「配偶者」の次に「（届出をしてないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 16 条第 3 項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加える。

第 26 条中「、第 8 条」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項及び第 8 条の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

湖西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年湖西市条例第 25 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

湖西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年湖西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9,100 円」を「9,700 円」に改め、同号ただし書中「14,200 円」を「14,500 円」に改め、同条第 3 項中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「217 円」を「100 円」に、「333 円」を「383 円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500」を「12,900」に、「13,350」を「13,700」に、「14,200」を「14,500」に、「10,800」を「11,300」に、「11,650」を「12,100」に、「9,100」を「9,700」に、「9,950」を「10,500」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた湖西市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 28 号

湖西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 28 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

湖西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

30 年以上	979	909	849	809	734	689
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

」

を

「

30 年以上 31 年未満	979	909	849	809	734	689
31 年以上 32 年未満	999	929	869	829	754	709
32 年以上 33 年未満	1, 019	949	889	849	774	729
33 年以上 34 年未満	1, 039	969	909	869	794	749

」

34 年以上 35 年未満	1,059	989	929	889	814	769
35 年以上	1,079	1,009	949	909	834	789

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 29 号

令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（電気設備工事）の工事請負契約の一部変更について

下記のとおり工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

（変更前）

1 契約の目的	令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（電気設備工事）
2 契約の方法	一般競争入札
3 契約の金額	601, 436, 000 円
4 契約の相手方	松川・旭特定建設工事共同企業体 代表構成員 湖西市駅南二丁目 12 番 8 号 松川電気株式会社 湖西営業所 営業所長 小野寺 政幸 その他構成員 湖西市新居町浜名 597 番地の 3 株式会社旭電気工業所 代表取締役 疋田 貴之

（変更後）

1 契約の目的	令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（電気設備工事）
---------	--------------------------------

2契約の方法	一般競争入札
3契約の金額	616,792,000 円
4契約の相手方	松川・旭特定建設工事共同企業体 代表構成員 湖西市駅南二丁目 12 番 8 号 松川電気株式会社 湖西営業所 営業所長 小野寺 政幸 その他構成員 湖西市新居町浜名 597 番地の 3 株式会社旭電気工業所 代表取締役 疋田 貴之

議案第 30 号

静岡県市町総合事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日をもって静岡県市町総合事務組合理約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）を次のとおり変更することに関し、協議して定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約

静岡県市町総合事務組合理約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「西豆衛生プラント組合」を「西豆広域行政組合」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年度湖西市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度湖西市一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 631, 636 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27, 627, 153 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 4 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 4 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	11,858,713	492,880	12,351,593
	1 市民税	4,597,983	492,880	5,090,863
10	地方特例交付金	50,000	277,801	327,801
	1 地方特例交付金	50,000	277,801	327,801
13	分担金及び負担金	33,324	5,000	38,324
	2 負担金	33,324	5,000	38,324
15	国庫支出金	3,018,013	415,951	3,433,964
	1 国庫負担金	2,248,878	100,737	2,349,615
	2 国庫補助金	717,932	315,214	1,033,146
16	県支出金	1,572,686	21,742	1,594,428
	1 県負担金	937,805	35,625	973,430
	2 県補助金	485,898	△13,883	472,015
17	財産収入	387,471	△306,230	81,241
	1 財産運用収入	19,657	1,702	21,359
	2 財産売却収入	367,814	△307,932	59,882
18	寄附金	252,810	1,140	253,950
	1 寄附金	252,810	1,140	253,950
19	繰入金	2,742,734	△531,000	2,211,734
	1 基金繰入金	2,701,511	△531,000	2,170,511
21	諸収入	1,173,550	339,252	1,512,802
	5 収益事業収入	400,000	440,000	840,000
	6 雑入	756,764	△100,748	656,016
22	市債	2,517,500	△84,900	2,432,600
	1 市債	2,517,500	△84,900	2,432,600
	歳入合計	26,995,517	631,636	27,627,153

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,042,539	581,217	3,623,756
	1 総務管理費	2,478,255	344,447	2,822,702
	2 徴税費	297,790	233,281	531,071
	3 戸籍住民基本台帳費	121,513	6,896	128,409
	4 選挙費	107,843	△3,407	104,436
3	民生費	7,513,380	183,178	7,696,558
	1 社会福祉費	3,747,303	71,623	3,818,926
	2 児童福祉費	3,331,896	93,764	3,425,660
	3 生活保護費	433,087	17,791	450,878
4	衛生費	4,674,415	△129,601	4,544,814
	1 保健衛生費	1,302,609	△35,277	1,267,332
	2 清掃費	2,460,570	△106,078	2,354,492
	3 環境対策費	67,149	11,754	78,903
7	商工費	739,975	40,000	779,975
	1 商工費	739,975	40,000	779,975
8	土木費	3,361,210	△129,032	3,232,178
	2 道路橋梁費	741,382	0	741,382
	4 都市計画費	1,875,681	△39,920	1,835,761
	7 港湾費	138,898	△89,112	49,786
9	消防費	1,855,983	△28,280	1,827,703
	1 消防費	1,855,983	△28,280	1,827,703
10	教育費	3,497,488	114,154	3,611,642
	2 小学校費	271,972	96,811	368,783
	3 中学校費	909,176	△17,254	891,922
	7 保健体育費	362,657	34,597	397,254
歳 出 合 計		26,995,517	631,636	27,627,153

第2表 債務負担行為補正

(1) 追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
通信指令装置保守点検業務	令和6年度～令和7年度	21,340

(2) 変 更

(単位 千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和6年度湖西市 土地開発公社事業 資金による公共用 地取得事業 (3件)	令和6年度 ～令和11年度	351,373千 円と諸経費 及び利子相 当額	令和6年度 ～令和11年度	398,793 千円と諸 経費及び 利子相当 額

第3表 地方債補正

(1) 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設維持補修事業	77,900	証書借入等	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直しの利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えることができる。

(2) 変更

(単位 千円)

起債の 目的	変更前			変更後			償還の 方法
	限度額	起債の 方法	利率	限度額	起債の 方法	利率	
健康福祉 センター 空調改修 事業	135,000	証書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	112,500	証書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	借入先の 融資条件 による。 ただし、 市財政の 都合によ り償還期 限を短縮 し、若し くは繰上 償還又は 低利に借 り換える ことができ る。
道路整備 事業(街 路)	65,700			44,600			
港湾事業	121,600			37,000			
地震対策 事業	63,200			49,300			
中学校施 設維持補 修事業	363,200			348,300			
体育施設 改修等事 業	69,100			63,300			

第4表 繰越明許費補正

(1) 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	情報化推進費	998
		新庁舎建設事業費	12,309
	2 徴税費	物価高騰重点支援給付金支給事業	233,281
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍・住民記録事務費	6,896
3 民生費	1 社会福祉費	介護保険事業費	14,251
		心身障害者福祉費	1,890
4 衛生費	1 保健衛生費	健康福祉センター管理運営費	6,327
		母子保健費	858
	3 環境対策費	環境対策関係経費	23,694
7 商工費	1 商工費	モノづくり推進事業費	40,000
8 土木費	1 土木管理費	土木総務関係経費	23,199
	2 道路橋梁費	上ノ原藤ヶ池線（跨線橋）道路改良事業	11,000
		道路改良関係事務費	37,710
		（都）大倉戸茶屋松線整備事業	38,000
	4 都市計画費	都市計画総務関係経費	24,827
		街路等整備費	32,020
		土地区画整理事業費	64,168

9 消防費	1 消防費	消防施設整備費	2,700
		地震対策関係経費	59,600
		消防総務費	95,146
10 教育費	1 教育総務費	学校給食施設整備事業	29,073
		学校再編事業	11,619
	2 小学校費	小学校施設整備費	94,743

(2) 変更

(単位 千円)

款	項	変更前		変更後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	2 道路 橋梁費	道路維持補修 事業	110,530	道路維持補修 事業	128,030
	3 河川 費	河川整備関係 経費	81,600	河川整備関係 経費	136,000

議案第 32 号

令和 6 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第 2 号）

令和 6 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 18,812 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 976,958 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	201,603	△18,812	182,791
	1 一般会計繰入金	201,603	△18,812	182,791
	歳入合計	995,770	△18,812	976,958

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	56,769	△18,955	37,814
	1 総務管理費	54,126	△18,955	35,171
2	広域連合納付金	936,497	143	936,640
	1 広域連合納付金	936,497	143	936,640
	歳出合計	995,770	△18,812	976,958

議案第 33 号

令和 6 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 6 年度湖西市公共下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	1,271,209 千円	13,000 千円	1,284,209 千円
第 1 項 営業費用	1,120,290 千円	12,000 千円	1,132,290 千円
第 3 項 特別損失	330 千円	1,000 千円	1,330 千円

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

令和 7 年度湖西市一般会計予算

令和 7 年度湖西市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 29,320,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田内 浩之

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市税		千円 12,033,226
	1 市民税	4,866,802
	2 固定資産税	6,162,159
	3 軽自動車税	228,247
	4 市たばこ税	350,505
	6 都市計画税	425,513
2 地方譲与税		225,500
	1 地方揮発油譲与税	60,000
	2 自動車重量譲与税	155,000
	4 森林環境譲与税	10,500
3 利子割交付金		7,000
	1 利子割交付金	7,000
4 配当割交付金		60,000
	1 配当割交付金	60,000
5 株式等譲渡所得割交付金		100,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	100,000
6 法人事業税交付金		250,000
	1 法人事業税交付金	250,000
7 地方消費税交付金		1,650,000
	1 地方消費税交付金	1,650,000
8 ゴルフ場利用税交付金		22,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	22,000
9 環境性能割交付金		40,000
	2 環境性能割交付金	40,000
10 地方特例交付金		50,000
	1 地方特例交付金	50,000

款	項	金額
		千円
11	地方交付税	100,000
	1 地方交付税	100,000
12	交通安全対策特別交付金	10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
13	分担金及び負担金	30,031
	2 負担金	30,031
14	使用料及び手数料	436,861
	1 使用料	252,123
	2 手数料	184,738
15	国庫支出金	3,426,719
	1 国庫負担金	2,659,220
	2 国庫補助金	712,715
	3 委託金	54,784
16	県支出金	1,868,692
	1 県負担金	963,627
	2 県補助金	773,032
	3 委託金	132,033
17	財産収入	383,853
	1 財産運用収入	24,547
	2 財産売却収入	359,306
18	寄附金	250,540
	1 寄附金	250,540
19	繰入金	2,911,696
	1 基金繰入金	2,911,689
	2 特別会計繰入金	7
20	繰越金	500,000

款	項	金 額
	1 繰越金	千円 500,000
21 諸収入		1,194,382
	1 延滞金	16,882
	2 市預金利子	307
	4 受託事業収入	275
	5 収益事業収入	400,000
	6 雑入	776,918
22 市債		3,769,500
	1 市債	3,769,500
	歳 入 合 計	29,320,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 177,840
	1 議会費	177,840
2 総務費		2,991,878
	1 総務管理費	2,384,277
	2 徴税費	355,703
	3 戸籍住民基本台帳費	127,381
	4 選挙費	61,367
	5 統計調査費	38,391
	6 監査委員費	24,759
3 民生費		7,719,350
	1 社会福祉費	3,656,012
	2 児童福祉費	3,621,583
	3 生活保護費	440,661
	4 災害救助費	1,094
4 衛生費		3,424,938
	1 保健衛生費	787,655
	2 清掃費	1,669,331
	3 環境対策費	62,928
	4 病院費	905,024
5 労働費		64,522
	1 労働諸費	64,522
6 農林水産業費		345,130
	1 農業費	259,167
	2 林業費	16,865
	3 水産業費	69,098
7 商工費		921,896

款	項	金額
		千円
	1 商工費	921,896
8	土木費	3,105,001
	1 土木管理費	300,330
	2 道路橋梁費	509,034
	3 河川費	104,396
	4 都市計画費	1,994,515
	5 住宅費	144,993
	7 港湾費	51,733
9	消防費	5,003,074
	1 消防費	5,003,074
10	教育費	3,905,030
	1 教育総務費	1,066,214
	2 小学校費	316,429
	3 中学校費	1,228,709
	4 幼稚園費	720,247
	6 社会教育費	316,974
	7 保健体育費	256,457
11	災害復旧費	2,288
	1 農林水産業施設災害復旧費	728
	2 公共土木施設災害復旧費	1,560
12	公債費	1,609,053
	1 公債費	1,609,053
13	予備費	50,000
	1 予備費	50,000
	歳 出 合 計	29,320,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度コンピュータシステムリース料 (20件)	令和7年度～ 令和12年度	766,175
令和7年度事務機器等リース料 (30件)	令和7年度～ 令和12年度	17,102
令和7年度車両リース料 (13件)	令和7年度～ 令和15年度	35,460
広報こさい印刷製本業務	令和7年度～ 令和8年度	7,825
新笠子処分場整備事業 (2件)	令和8年度～ 令和9年度	112,500
笠子・新居廃棄物処分場監理事業	令和7年度～ 令和8年度	5,006
衛生プラント運転管理業務	令和8年度～ 令和9年度	358,204
こさい高齢者プラン策定業務	令和8年度	3,047
各種健康診査(検診・健診)受診券等作成業務 (2件)	令和7年度～ 令和8年度	4,700
胃がん内視鏡検診支援業務	令和7年度～ 令和12年度	7,390
ビデオ通訳サービス使用料	令和7年度～ 令和8年度	858
警備保障業務	令和8年度～ 令和11年度	948
教育用ソフトウェア整備事業 (2件)	令和7年度～ 令和12年度	186,645
平成25年度民間保育園等施設整備事業(追加分)	令和8年度～ 令和14年度	923
湖西市消防防災センター関連事業	令和8年度	2,484
西部子育て支援センター運営業務	令和8年度～ 令和9年度	17,278

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域鉄道対策事業	15,200	証書借入等	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
廃棄物処分場整備事業	117,300			
環境センター浄化槽更新工事事業	20,700			
畜産振興対策事業	43,500			
水産業振興事業	29,400			
道路整備事業	157,800			
河川等整備事業	60,300			
道路整備事業(街路)	113,000			
公園整備事業	47,100			
市営住宅建設事業	40,000			
港湾事業	41,100			
湖西市消防防災センター建設事業	1,807,000			
通信指令装置及び消防救急デジタル無線システム更新工事事業	552,200			
学校給食施設整備事業	59,600			
学校再編事業	105,000			
小学校施設維持補修事業	7,000			
中学校施設維持補修事業	553,300			
計	3,769,500			

令和 7 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,476,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	国民健康保険税	987,539
	1 国民健康保険税	987,539
2	使用料及び手数料	7
	1 手数料	7
3	国庫支出金	198
	2 国庫補助金	198
4	県支出金	4,057,525
	2 県補助金	4,057,525
5	財産収入	274
	1 財産運用収入	274
6	繰入金	350,378
	1 他会計繰入金	312,378
	2 基金繰入金	38,000
7	繰越金	50,000
	1 繰越金	50,000
8	諸収入	30,079
	1 延滞金	5,813
	2 加算金	2
	3 預金利子	109
	4 雑入	24,155
	歳 入 合 計	5,476,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	22,880
	1 総務管理費	11,240
	2 徴税费	11,380
	3 運営協議会費	260
2	保険給付費	3,966,124
	1 療養諸費	3,365,727
	2 高額療養費	580,520
	3 出産育児諸費	15,007
	4 葬祭諸費	4,750
	5 移送費	110
	6 傷病手当諸費	10
3	国民健康保険事業費納付金	1,398,773
	1 医療給付費分	919,561
	2 後期高齢者支援金等分	363,578
	3 介護納付金分	115,634
6	保健事業費	48,503
	1 保健事業費	6,923
	2 特定健康診査等事業費	41,580
7	基金積立金	274
	1 基金積立金	274
8	公債費	40
	1 公債費	40
9	諸支出金	29,406
	1 償還金及び還付加算金	29,405
	2 繰出金	1
10	予備費	10,000

款	項	金 額
	1 予備費	千円 10,000
歳 出 合 計		5,476,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険特定健康診査業務	令和7年度～令和8年度	1,100

令和 7 年度湖西市介護保険事業特別会計予算

令和 7 年度湖西市介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,531,159 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	介護保険料	1,062,201
	1 介護保険料	1,062,201
2	使用料及び手数料	10
	1 手数料	10
3	国庫支出金	912,749
	1 国庫負担金	730,077
	2 国庫補助金	182,672
4	支払基金交付金	1,149,348
	1 支払基金交付金	1,149,348
5	県支出金	644,878
	1 県負担金	606,379
	3 県補助金	38,499
6	財産収入	551
	1 財産運用収入	551
7	繰入金	739,154
	1 一般会計繰入金	657,570
	2 基金繰入金	81,584
8	繰越金	2
	1 繰越金	2
9	諸収入	22,266
	1 延滞金	1
	2 預金利子	1
	4 雑入	22,264
	歳 入 合 計	4,531,159

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	77,493
	1 総務管理費	34,331
	2 介護認定費	43,162
2	介護給付費	4,127,571
	1 介護サービス等諸費	4,127,571
4	地域支援事業費	313,608
	1 地域支援事業費	313,608
5	基金積立金	552
	1 基金積立金	552
6	公債費	123
	1 公債費	123
7	諸支出金	1,812
	1 償還金及び還付加算金	1,811
	2 繰出金	1
8	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
	歳 出 合 計	4,531,159

令和 7 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 7 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,042,455 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 保険料		840,464
	1 保険料	840,464
2 使用料及び手数料		3
	1 手数料	3
3 繰入金		200,336
	1 一般会計繰入金	200,336
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,651
	1 延滞金	50
	2 保険料還付金及び還付加算金	1,600
	3 預金利子	1
	歳 入 合 計	1,042,455

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 54,203
	1 総務管理費	51,006
	2 徴収費	3,197
2 広域連合納付金		986,647
	1 広域連合納付金	986,647
3 諸支出金		1,605
	1 償還金及び還付加算金	1,600
	2 繰出金	5
歳 出 合 計		1,042,455

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度コンピュータシステムリース料(1件)	令和7年度～令和12年度	73,521

令和 7 年度湖西市公共下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度湖西市公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数		9,480 戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量		2,518,000m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量		6,900m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	管路建設改良工事	布設延長 1,170m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益		1,265,756 千円
第 1 項 営 業 収 益		374,827 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		890,927 千円
第 3 項 特 別 利 益		2 千円
	支	出
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用		1,254,277 千円
第 1 項 営 業 費 用		1,104,328 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		148,619 千円
第 3 項 特 別 損 失		330 千円
第 4 項 予 備 費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 136,553 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 70,821 千円、過年度分損益勘定留保資金 65,732 千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		1,482,651 千円
第1項 企 業 債		946,600 千円
第3項 他 会 計 出 資 金		99,994 千円
第5項 他 会 計 補 助 金		28,803 千円
第7項 補 助 金		349,998 千円
第8項 負 担 金 及 び 分 担 金		57,256 千円
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		1,619,204 千円
第1項 建 設 改 良 費		814,807 千円
第2項 企 業 債 償 還 金		804,397 千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
運転管理業務 新居浄化センター	令和8年度～令和9年度	146,201 千円
水質管理業務 湖西浄化センター	令和8年度～令和8年度	3,134 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業債	432,700 千円	証書借入等	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限

資本費平準 化債	513,900 千円		融機構資金につ いて、利率の見 直しを行った後 においては当該 見直し後の利 率)	を短縮し、若 しくは繰上償 還又は低利に 借り換えるこ とができる。
計	946,600 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 80,794 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、59,505 千円である。

令和7年2月20日提出

湖西市長 田内浩之

令和 7 年度湖西市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度湖西市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数		27,000戸
(2) 年 間 総 配 水 量		6,607,000m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量		18,100m ³
(4) 主要な建設改良事業	配水管布設工事他	布設延長 3,520m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水 道 事 業 収 益		1,359,158 千円
第 1 項 営 業 収 益		1,243,304 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		115,834 千円
第 3 項 特 別 利 益		20 千円
	支	出
第 1 款 水 道 事 業 費 用		1,279,205 千円
第 1 項 営 業 費 用		1,242,950 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		35,225 千円
第 3 項 特 別 損 失		1,030 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 597,244 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 54,169 千円、当年度分損益勘定留保資金 306,353 千円、減債積立金 50,000 千円並びに建設改良積立金 186,722 千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	253,644 千円
第1項 企 業 債	200,000 千円
第2項 固定資産売却代金	10 千円
第4項 補 助 金	40,853 千円
第6項 その他資本的収入	12,781 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	850,888 千円
第1項 建 設 改 良 費	810,492 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	40,396 千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度配水管布設替工事	令和8年度～令和8年度	63,212 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道事業債	200,000 千円	証書借入等	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 103,503 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、154,230 千円と定める。

令和7年2月20日提出

湖西市長 田内 浩之

議案第 40 号

令和 7 年度湖西市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度湖西市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	196床
(2) 年間入院患者数	29,200人
1日平均患者数	80人
(3) 年間外来患者数	89,540人
1日平均患者数	370人
(4) 主要な建設改良事業	
土地購入	135,000千円
医療機器等購入	61,741千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 病院事業収益			3,240,555 千円
第 1 項 医業収益			2,559,620 千円
第 2 項 医業外収益			680,901 千円
第 3 項 特別利益			34 千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用			3,407,306 千円
第 1 項 医業費用			3,319,312 千円
第 2 項 医業外費用			82,367 千円
第 3 項 特別損失			4,627 千円
第 4 項 予備費			1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 165,693 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 761 千円、過年度分損益勘定留保資金 164,932 千円で補填するものとする。)

		収	入	
第1款	資本的収入			207,799 千円
第1項	企業債			61,700 千円
第2項	負担金			146,097 千円
第3項	固定資産売却代金			1 千円
第4項	寄附金			1 千円
		支	出	
第1款	資本的支出			373,492 千円
第1項	建設改良費			263,499 千円
第2項	企業債償還金			109,993 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
臨床用ポリグラフリース料	令和8年度～令和11年度	8,308 千円
令和7年度公用車リース料	令和8年度～令和12年度	1,683 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療器械備品 購入事業	61,700 千円	証書借入等	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した職員給与費に係る予算額に過不足が生じた場合における医業費用と医業外費用の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用と医業外費用の間の流用
- (3) 過年度損益修正損に不足が生じた場合における医業外費用と特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 1,922,516千円 |
| (2) 交際費 | 540千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、513,500千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、425,228千円と定める。

令和7年2月20日提出

湖西市長 田内 浩之

議案第 41 号

湖西市議会の個人情報保護に関する条例の一部を
改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湖西市議会議長 馬 場 衛 様

湖西市議会議会運営委員会委員長 神 谷 里 枝

(別紙)

湖西市条例第 号

湖西市議会の個人情報保護に関する条例の一部を 改正する条例

湖西市議会の個人情報保護に関する条例（令和 4 年湖西市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項ただし書中「以下「情報公開条例」を「第 20 条において「情報公開条例」に改め、同条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 29 条」を削り、同項の表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 48 条において」を削る。

第 27 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 31 条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 32 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 38 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 39 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 47 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 48 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 2 条第 4 項の改正規定、同条第 10 項の改正規定（「以下」を「第 12 条第 5 項において」に改める部分に限る。）、第 12 条第 5 項の改正規定（「及び第 29 条」を削る部分に限る。）並びに第 17 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 2 項第 1 号ア、第 18 条第 1 項及び第 2 項、第 27 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 32 条第 3 項、第 38 条第 1 項及び第 2 項、第 39 条第 3 項、第 47 条並びに第 48 条の改正規定 公布の日
 - (2) 第 2 条第 10 項の改正規定（「以下」を「第 12 条第 5 項において」に改める部分を除く。）及び第 12 条第 5 項の改正規定（「及び第 29 条」を削る部分を除く。） 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日
 - (3) 第 53 条から第 55 条までの改正規定 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日
- 2 刑法等の一部を改正する法律の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。